

第35回和光市駅北口土地区画整理審議会 会議録

令和元年5月15日（水）

駅北口土地区画整理事業事務所 会議室

第 3 5 回 和 光 市 駅 北 口 土 地 区 画 整 理 審 議 会			
開 催 日	令和元年5月15日(水)	開会時間	14時00分
会 場	駅北口土地区画整理事業事務所	閉会時間	15時00分
委員の出欠	出席	欠席	事務局
	1番 石田 良子 2番 永戸 章義 3番 井口 末男 4番 富岡 征四郎 5番 大橋 利喜夫 6番 金子 正義	7番 柳下 浩一 10番 小島 英彦	副市長 大島 秀彦 建設部長 木村 暢宏 駅北口土地区画整理事業事務所 所長 榎本 一彦 主幹 永野 淳 所長補佐 入谷 学 統括主査 小川 和宏 主査 武田 充司
			傍聴者 6名
議 案	(1) 和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業の 評価員の選任について(諮問) (2) 令和元年度工事等の予定について(説明)		

金子会長

ただいまから、第35回和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理審議会を開催いたします。

初めに、会議の成立要件の確認をいたします。事務局に本日の出席委員数の報告を求めます。

事務局(榎本)

ご報告いたします。

柳下委員と小島委員から欠席の申し出がありましたので、本日の出席委員数は6名でございます。

金子会長

報告のとおり、本日の出席委員数は6名でございますので、会議が成立していることを確認いたしました。

次に、議事録署名委員の氏名でございますが、本日の署名委員は、議席番号1番の石田委員と議席番号2番の永戸委員にお願いいたします。よろしく願います。

なお、会議を始める前に、施行者において人事異動がありましたので、事務局より報告がございます。

事務局、お願いします。

事務局（部長）

平成31年4月1日付けで、職員の人事異動がありましたので報告をいたします。
はじめに、私ですが、前任の小島建設部長が埼玉県へ帰任し、新たに埼玉県より建設部長として拝命いたしました木村でございます。よろしくお願ひします。
駅北口事務所につきましては、昨年度からの職員の変更はございません。
以上、事業の早期完了に向け職員一丸となり取り組んでいきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

金子会長

それでは、これより会議を始めます。
本日は非公開とすべき事項がございませんので、会議は公開で行います。
土地区画整理審議会の傍聴に関する取扱要領第3に基づく傍聴者は現在6名でございます。
これより傍聴者に入場していただきます。

（傍聴者入場）

金子会長
副市長

それでは、開会に先立ちまして、和光市副市長から挨拶をお願いします。
皆様こんにちは。
副市長の大島でございます。
開会に先立ちまして、ご挨拶を申し上げます。
本日は、第35回和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理審議会を招集しましたところ、委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。
さて、5月より元号が、平成から令和となり新しい時代がスタートしました。
令和2年の2020年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催、本市においては、市制50周年、和光市駅では、東武鉄道株式会社の南口ビルの完成など、和光市の大きな節目を迎えることとなります。
松本市政も三期目の折り返し地点に入っているところでございます。そういう中で、「伸びゆく和光」という事を一つのテーマといたしまして、二つの柱を掲げて政策展開をしているところでございます。
一つが少子高齢化に備えました福祉政策の更なる充実、それと和光市のポテンシャルを活かした都市基盤整備の推進、この二つを政策の柱に掲げているところでございます。
その中で現在三つの区画整理事業が市内で行われております。これまで五つやっておったのですが、昨年度二つが完成をいたしまして、現在三つの土地区画整理事業を推進しているところでございます。その中でもこの駅北口の土地区画整理事業は、和

光市の玄関である駅周辺のポテンシャルを更に高めるという中で、非常に重要視している事業であります。市といたしましても重点事業として、これからも引き続きこの事業に予算を含めて力を傾注してまいりたいと考えておりますので、委員の皆様には引き続きのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

本日の審議会におきましては評価員の選任と、令和元年の工事予定について報告があると聞いておりますので、慎重審議をお願いしたいと思います。

結びに、この区画整理事業の早期完成と委員各位のご健勝を祈念いたしまして、簡単ではございますが開会の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

金子会長

ありがとうございました。

それでは、本日の議題に沿って進めさせていただきます。

議題に入る前に事務局より本日の資料の確認をお願いいたします。

事務局（小川）

本日お配りした資料は、「次第」、「議案書」、「審議会資料1 令和元年度和光市駅北口土地区画整理事業特別会計歳入歳出予算」、「審議会資料2 令和元年度工事実施予定箇所図」、以上の4種類と、審議会委員の皆様にはこの他に「議案第4号資料」をお配りしております。

お揃いでしょうか。

それでは会長お願いします。

金子会長

それでは、審議を進めさせていただきます。

議題（1）「和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業の評価員の選任について」諮問事項となっております。

初めに施行者から議案説明及び諮問についてお願いいたします。

副市長

それでは諮問書を読み上げさせていただきます。

和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理審議会

会長 金子正義様

和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業の評価員に、新たに樋口純司氏を選任することについて、土地区画整理法第65条第1項の規定により、貴会の同意を求めます。

令和元年5月15日

和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業

施行者 和光市

代表 和光市長 松本武洋

よろしくお願いいたします。

金子会長

それでは、次に事務局から説明をお願いします。

事務局（入谷） それでは、評価員の選任について説明させていただきます。

和光市駅北口土地区画整理事業の評価員につきましては、審議会において選任の同意をいただき現在3名委嘱しております。このうち1名の評価員につきましては、和光市の総務部課税課資産税担当職員、徳倉義幸氏を委嘱しておりましたが、平成31年4月1日の人事異動により職務が変わったことから、新たな評価員として総務部課税課資産税担当統括主査の樋口純司氏を選任したいので、同意を求めるものです。

それではここで、樋口純司氏の主な経歴をご紹介します。

委員の皆様には、お手元に議案第4号資料経歴書をお配りしておりますのでご覧ください。

樋口純司氏は、平成15年4月に和光市役所に入職し、水道部水道課を経て平成18年10月から平成22年3月まで総務部課税課資産税担当、平成22年4月より建設部都市整備課、平成28年4月より教育委員会事務局生涯学習課図書館を経て、平成29年10月より再度、総務部課税課資産税担当の業務を務め、平成31年4月より総務部課税課資産税担当統括主査として現在に至っております。

樋口純司氏は、課税課資産税担当として通算で5年、固定資産税の評価、算定に携わり土地の価格事情に精通し、経験も豊富であることから今回評価員として選任することを提案するものです。

以上で評価員の選任についての説明を終わります。

金子会長 ただいま事務局からの説明が終わりました。ご質問等ございましたら挙手をしてお願いいたします。

井口委員 今3人いて1人が辞めたと、その代わりにこの人だという事だよ。あとの2人はどういう方なんですか。

事務局（入谷） 評価員3名のうち2人につきましては、不動産鑑定士をしておりまして、一人が斉木信夫さん、二人目が黒住明央さんを選任しております。

井口委員 その人は何しているの。

事務局（入谷） 二人とも不動産鑑定士です。

金子会長 よろしいですか。

井口委員 わかりました。

金子会長 他にございますか。

富岡委員 同じ様な質問なんですけど、評価員の具体的な任務及び当審議会との関連について具体的に説明してください。

事務局（入谷） 評価員の役割につきましては、土地区画整理法第65条3項に規定されておりまして、保留地の清算金を定める場合など、土地や借地権などの権利価格を評価したものに対して、意見を聞かなければいけないとされております。本事業におきましては、

土地評価の基準や路線価の案を定める時に評価員の意見を聞いて、それぞれ基準や路線価を決めております。

審議会につきましては、今回諮問したように評価員は審議会の同意を得て選任することになっております。

富岡委員

という事はさっきの2人、不動産鑑定士のお仕事の内容とほぼ同じという事によろしいですね。

不動産鑑定士は不動産の価値を決めるのが主な作業ですね、話を聞いていますと、具体的な任務は保留地とか不動産の鑑定、土地の評価をするという事で、たまたまこの人は市の職員であり、他の不動産鑑定士は市の職員でないという違いでよろしいでしょうか。

事務局（榎本）

まず、職員の固定資産税担当の職務といたしましては、固定資産税の賦課という形になります。その時には路線価という形で評価をしていく、これが主な仕事となります。

不動産鑑定士の場合は土地の取引の価格とか、公示地価とか国のそういった業務を受けまして、そういうものに対して業務を遂行するという面があります。

全く同じかという点、同じような職務をしている訳ではないです。

富岡委員

今の答えは、ほぼ正しいと思うんですけど、不動産鑑定士も市の職員も路線価を基にして固定資産税の評価、価格を決めている訳です。本人が土地に来て、土地を見て評価を決めるんじゃないかと、毎年国が出す路線価によって評価を決めているんだから、不動産鑑定士は全く同じなんです、多少見る観点が違うかもしれないけど、使っている資料は同じなんです。以上です。

事務局（榎本）

少し補足させていただきますけれども、おっしゃった通り路線価を決めていく場合にあっては、もちろん土地の取引価格とかを事例にしてやっていく訳ですから、今回ご提案させていただいた事につきましても、和光市内の土地評価、取引事例にも精通しているという事から、今回提案させていただいているものでございます。

富岡委員

私はこれに対して質問をしている訳ではなくて、具体的な任務について話をしているのであって、さっきの2人の不動産鑑定士の仕事の内容と、今回の税務課の方の任命された後の仕事の内容はほぼ同じである、見方が多少違おうと別にそれ以上のことはありません。

金子会長

他に何か質問はありませんか。よろしいですか。

質問が無いようですので、採決を行います。

「議案第4号和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業の評価員の選任について」承認することに賛成する方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

金子会長

全員挙手されましたので、議案第4号については同意することに決定します。

諮問につきましては、同意することの旨を、施行者である和光市長に答申いたします。事務局の方で読み上げてください。

事務局(榎本)

読み上げさせていただきます。

令和元年5月15日

和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業

施行者 和光市

代表者 和光市長 松本武洋 様

和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業

土地区画整理審議会

会長 金子正義

和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業の評価員の選任について(答申)

令和元年5月15日付け和北第9号で諮問された評価員の選任については、原案のとおり同意いたします。

申し訳ございませんが、副市長につきましてはこの後、他の公務も控えておりますのでここで退席させていただきたくお願い申し上げます。

副市長

みなさんよろしくお願いたします。

金子会長

それでは、次の議題に進みたいと思います。

議題(2)「令和元年度工事等の予定について」事務局から説明をお願いします。

事務局(永野)

プロジェクターの準備をしますので、そのままお待ちください。

それでは議題(2)「令和元年度工事等の予定」についてご説明いたします。

なお、本審議会は年度初めての回となりますので、令和元年度の予算概要も併せて説明させていただきます。

お配りの審議会資料1及び2の資料を基に説明させていただきます。また、同様の資料を正面に映してございます。スクリーン上でご説明いたしますので正面スクリーンの方をご覧ください。

これより先、着座にて説明いたします。

それでは初めに配布資料の1「令和元年度和光市駅北口土地区画整理事業特別会計歳入歳出予算」について概要を説明させていただきます。

歳入及び歳出の総額は10億2,352万3,000円です。本年度も前年度に引き続き道路築造や宅地造成を行い、仮換地の使用収益を順次開始できるよう、移転が必要な建物等の補償調査及び補償契約、その後工事を行う内容で予算計上をしております。

す。このため、歳出においては、事業を進めるための業務委託、補償、工事が主なものとなります。

資料右側の歳出の2、区画整理事業費として9億3,436万2,000円を計上しております。業務委託料は8,484万9,000円、内容は、建物移転等補償調査や工事実施設計、埋蔵文化財調査、画地確定測量などです。

次に工事請負費は2億2,725万1,000円、内容は、道路築造、宅地造成、雨水管や水道管新設の工事費です。

最後に、補償、補填及び賠償金として5億5,976万6,000円を計上しています。内容は、建物移転等補償費、損失補償費、電柱、水道等の移設費です。

他にも予算の項目がございますが、その他にまとめさせていただきました。

以上、本年度においても、これら予算に基づき着実な進捗を目指して進めてまいります。

引き続き、令和元年度工事の予定について説明いたします。

永戸委員

ちょっとすみません。この資料だと予備費にゼロが三つ付いているよ、たった5千円でいいの。

事務局（榎本）

申し訳ありません、お配りした物については単位が円になっております。

千円単位で記入してまいりますと500です、お手元の資料の訂正をお願いいたします。前面の方が正しいという事です。申し訳ございませんでした。

金子会長

工事の説明をお願いいたします。

事務局（小川）

工事担当から令和元年度の工事個所について説明させていただきます。

前方のスクリーンをご覧ください。

お配りの審議会資料2「令和元年度工事实施予定箇所図」の資料を基に説明させていただきます。前方スクリーンの図面は「令和元年度工事实施予定箇所図」で道路の新設、街路築造、及び宅地の造成工事を予定している箇所を表したものになります。

図面の見方としまして、凡例からご説明します。

スクリーンの右下の凡例にある赤色の塗りつぶし箇所は今年度、令和元年度施工予定の街路築造になります。

赤色のハッチ箇所は、同じく令和元年度施工予定の宅地造成になります。

緑色の箇所は、現在の道路や通路を表しています。

水色の塗りつぶし箇所は、平成30年度から今年度に繰越した街路築造です。

また、水色のハッチ箇所も今年度に繰越した宅地造成になります。

青色の塗りつぶし箇所は、過年度に施工した街路築造になります。

青色ハッチ箇所は、過年度に施工した宅地造成になります。

それでは今年度の工事個所につきましてご説明します。

はじめに、地区西側の工事についてです。

まず街路築造工として、特4-3号線、施工延長33m、区6-2号線、施工延長100mの道路新設工事を予定しています。

現在の状況をご確認ください、正面のスクリーン赤色矢印からの撮影です。青色矢印からの撮影です。場所はいなげやさんの砂利駐車場辺りになります。

また同じく、区6-2号線の南側の整備を繰越工事として現在、紀和建設工業株式会社が施工中です。現在の状況をご確認ください、正面のスクリーン赤色矢印からの撮影です。青色矢印からの撮影です。完成は今年の6月末を予定しており、現在の進捗率は80%です。

次に区6-8号線、隣接する区12-1号線と接する道路整備として延長25mを予定しています。現在の状況をご確認ください、前方スクリーン赤色矢印からの撮影です。

次に区12-1号線、道路整備として合計延長85mを予定しています。整備箇所は2箇所になります。

まず1箇所目は、妙蓮寺通りの拡幅整備と雨水管の布設を延長60m、雨水の処理施設として浸透トレンチ設置工事1箇所になります。また、既設の雨水管への接続工事も予定しています。

現在の状況をご確認ください、前方スクリーン赤色矢印からの撮影です。現在の妙蓮寺通りは道路幅の狭いところで約4m、朝夕は特に歩行者も多く利用されています。また、通学路でもありますので、歩行者の安全確保が急務として、早急な道路整備が望まれています。スクリーンに映し出しているものは、地区東側の区12-3号線ですが、完成後は同様に幅員12mの道路となります。このうち車道の両側に幅2.5mの歩道が整備されます。

2箇所目の工事箇所は区15-1号線へ接続する部分です。現在繰越工事として、サクラ建設株式会社が車道の整備及び雨水管のボックスカルバートを施工中です。完成は今年の9月末を予定、現在の進捗率は60%です。この工事箇所から引き続き東側へ道路整備を延長25m、雨水管布設工事延長25mを進める予定です。なお、関係者との移転交渉も順調です。

現在の状況をご確認ください、前方のスクリーン青色矢印からの撮影です。地盤改良を施工中です。緑矢印からの撮影です。雨水管の設置はこれから行っていきます。

次に区15-1号線の歩道の整備を延長30m予定しています。現在の状況をご確認ください、前方のスクリーン赤色矢印からの撮影です。青色矢印からの撮影です。先行して雨水浸透施設である浸透トレンチは施工済みなのでライフラインである汚水管、水道管、都市ガス管の埋設が完了しましたら歩道の整備に着手します。

次に北口駅前線の歩道整備を延長25mを予定しています。現在の状況をご確認ください、前方スクリーン赤色矢印からの撮影です。青色矢印からの撮影です。少しづつではありますが、近接地に道路用地が確保されています。

次に宅地造成工事として1街区、2街区、4街区、5街区の整備を予定しています。まず1街区の346㎡現場は既に更地となっています。現在の状況をご確認ください、前方のスクリーン赤色矢印からの撮影です。

次に2街区の237㎡現在建物の除去工事が行われています。現在の状況をご確認ください、前方のスクリーン赤色矢印からの撮影です。

次に4街区の1,232㎡、先ほど説明しました区6-2号線の道路整備箇所になります。

地区西側の重要なポイントとしては区6-2号線の整備、4街区の宅地造成工事になります。仮換地の整備が急務としているエリアになります。また、工事で発生した土の盛土先として計画している街区であるため、早急な整備が必要となっております。

現在の状況をご確認ください、前方スクリーン赤色矢印からの撮影です。青色矢印からの撮影です。現在4街区付近には宅地造成用のストック土が山となっています。

緑色矢印からの撮影です。4街区付近同様に1号街区公園予定地においても宅地造成用のストック土が山となっています。

これらの土は主に4街区の造成に使用する土をストックしているものであり、ご理解、ご協力が得られればすぐに着工したい箇所となっています。

次に5街区の620㎡、現場は既に更地となっています。現在の状況をご確認ください、前方スクリーン赤色矢印からの撮影です。

次にライフライン工事については区6-2号線、上水道布設工事、延長132mと併せて撤去工事、延長50mは現在の仮設通路に埋設した水道管の撤去になります。

また、工事発注は上下水道部下水道課になりますが、区6-2号線に延長109mの汚水管を埋設する工事を予定しています。

次に区15-1号線外上水道布設工事、延長135mの水道管を埋設する工事を予定しています。

次に工事発注は上下水道部下水道課になりますが、区15-1号線に延長78mの下水道管を埋設する工事を予定しています。

次に地区東側の工事についてです。

まず街路築造工として区5-1号線、施工延長25m、区4.8-2号線、施工延長43m、区4.8-3号線、施工延長25mの道路整備を予定しています。

現在の状況をご確認ください、前方スクリーン赤色矢印からの撮影です。青色矢印

からの撮影です。緑色矢印からの撮影です。

現地に道路はありますが計画幅員を確保するため、一部道路の拡幅及び、雨水排水計画の基準に合った側溝へ入れ替えます。

また、同路線の区5-1号線、及び4.8-3号線外2路線の道路整備、宅地造成を繰越工事で株式会社新倉造園土木が施工中です。完成は今年の7月末を予定、現在の進捗率は70%です。

現在の状況をご確認ください、前方スクリーン赤色矢印からの撮影です。青色矢印からの撮影です。緑色矢印からの撮影です。オレンジ色矢印からの撮影です。

次に区5-1号線、施工延長45m、区4.1-1号線、施工延長15mの道路整備の他、区5-1号線に雨水の処理施設として浸透トレンチ設置工事1箇所を予定しています。

現在の状況をご確認ください、前方のスクリーン赤色矢印からの撮影です。青色矢印からの撮影です。先ほどと同様に現地に道路はありますが、計画幅員を確保するため、一部道路の拡幅及び、雨水排水計画の基準に合った側溝へ入れ替えます。

次に宮本清水線の歩道部の整備として延長35mを予定しています。

現在の状況をご確認ください、前方のスクリーン赤色矢印からの撮影です。現在戸建て住宅がありますが、粘り強く交渉をしています。青色矢印からの撮影です。市の管理地となっていますので、現在入札に向けて手続きを進めています。緑色矢印からの撮影です。現在共同住宅がありますが、粘り強く交渉をしています。

次に、宅地造成工事として16街区、17街区、27街区を予定しています。

まず16街区の162㎡、現在の状況をご確認ください、前方のスクリーン赤色矢印からの撮影です。

次に17街区の885㎡、現在の状況をご確認ください、スクリーンの赤色矢印からの撮影です。青色矢印からの撮影です。

次に27街区の285㎡、現在の状況をご確認ください、スクリーンの赤色矢印からの撮影です。建物移転完了後に造成工事を予定しています。

次にライフライン工事として宮本清水線の17街区側に水道管、施工延長90m布設、また、16街区、17街区側に污水管、施工延長80mを予定しています。この污水管布設工事により既設の污水管が不要となることから、延長50mの撤去も予定しています。

そのほかのライフラインとして、都市ガスについても街路築造工事に併せて埋設できるよう東京ガス株式会社に依頼をおこなったところです。

以上が今年度の工事概要になります。

今後も引続き権利者の皆様との合意形成を図り、着実な整備を進めてまいります。

金子会長 何かご質問がありましたら。

井口委員 予算のことでお聞きします。

事務局（榎本） 駅前的高度利用化とこの予算とは別って訳だよね、ぜんぜん入ってないもんね。

井口委員 すみません、そのとおりです。

事務局（榎本） どうして別々なのか。

事務局（榎本） 事業の一部を含む高度利用化というかたちで今推進しているところですけども、一部の所で高度利用化をする場合はその区域の所では再開発事業という事業の事業費でもって運営してまいりますので、それは別事業となります。

井口委員 関連してだけれど、高度利用化のコンサルタントに委託料を随分払っているじゃないですか。これでは分からないけど去年までの実績どうなの。

事務局（榎本） 具体的に高度利用化の推進にあたるコンサルタント、業務委託料については、今手元に資料がないので。

井口委員 だいたいいいよ、1,000万とか2,000万とかで。

事務局（榎本） 3,000万ちょっとです。

井口委員 3,000万。はい、わかりました。

富岡委員 この令和元年の計画予定図の中でですね、今の話では信号であるとか、交通安全についての配慮がひとつも変わってないですけど、例えば資料の外環の東側、宮本清水線と妙蓮寺通り及び漆台通りがぶつかる五差路があるんですけど、五差路が非常に交通量が多い、しかも大きなトラックがたくさん通る道路になっています。これについての交通安全のための配慮はどうなっていますか。

事務局（小川） 工事担当から説明させていただきます。安全施設ですね。まず横断歩道、信号、停止線等は交通管理者、警察が設置するものとなっておりますので、協議という事で私も区画整理事業と警察本部、道路管理者、三者で協議して設置していくものになります。当初の区画線協議、信号協議などは行われているんですけど、駅前の再開発があるという事ですね、今回、区画整理地区内の信号設置や、区画線の設置については一旦待ったという事で、駅前の事業がしっかりとした方向性が見えた時点で再度警察の方で検討することになっております。

富岡委員 今回の答えは半分合っていますけど、半分間違っています。というのはですね、区画整理事業が進行中は、交通安全に関しては、安全性に関しての意義は区画整理事業の中で決定することができるんです。区画整理事業が終わった時点で、今度は警察の配慮になります。この事業は現在進行中です。ですから交通安全について、例えば標識であるとか、道路の安全に関するものは区画整理事業が管理することになります。

ですから今言われたこと、警察がついていうことで警察に責任転嫁していますけど、そうじゃないんです。区画整理事業としてどの様な配慮、区画整理事業が終わるまで

の間、どの様なことを実際にするのか、そうじゃないとこの五差路で大きな事件、事故があるんじゃないかと心配しています。それについて教えてください。

事務局（小川）

昨年ですね、そういう道路整備のほうが先行してどんどん終わってきているので、安全対策を何かして欲しい、具体的に言うと歩行者が多いので横断歩道設置を早急にお願いします。ということで朝霞警察を経由して埼玉県警察本部のほうに現場は確認していただきました。必要があれば早急に横断歩道の設置を検討するという県警本部からの回答ですが、そこまで待てないのであれば、道路管理者でも設置可能な歩行者横断指導線というのがございまして、横断歩道の様に線で横断するというものではなく、簡易的に歩道の延長線上、車道に2本線を引けるような、そこに歩行者が通ります、自転車が通りますというものを引いてもいいかということをお願ひしているところでございます。

富岡委員

その返事はいつ来るんですか。というのはですねこの五差路、今のお話の中に出ましたけど、通勤者だけじゃなくて通学路、北原小学校に行く生徒たちが通る場所なんです。大和中学校へ行く為の道路でもあります。非常に交通量が多い所です。それに対して事故がある前に今言われた様な配慮、設備を実行した方がいいんじゃないかと私は思います。

井口委員

当然だよ、当然。

事務局（榎本）

おっしゃられた通りですね、あの五差路という所ですけども、もちろん施行者としてもダンプカーとか、通勤、通学の方が通る所で、非常に多くの方が交差する所だという認識はあります。

警察署との申請とかはありますけれども、施行者としましては危険な所だという認識ですので、現状横断者に注意とか、ドライバーに対してスピードを落とせとか、そういう看板を貼れる所には、設置できる所については複数設置をいたしまして、ドライバーの方にも注意喚起をしているということです。

いずれにしても、警察署との協議が整った場合があれば、横断歩道を引くということが出来るだろうなと思っております。ですから、全くそういうことを施行者が考えていないという訳ではなく、今できるようなことは対策としてやっているとご理解いただきたいんですけども。

井口委員

これね、死亡事故なんかあってバタバタしても遅いよ。

事務局（榎本）

そうならない様にとということでドライバーの方、それから歩行者も自分で身を守るという事も必要だと思っております。両方が安全を確かめてから、五差路だけの話ではないと思いますし、特に危険な所ですから施行者といたしましても、認識できるような看板をたくさん作って注意喚起していきます。

井口委員

もしね、そんなことがあっちゃ困るけど死亡事故なんかあったら、こういう風に言

われているのに行政のやり方はぬるかったってとられるよ。

富岡委員

今の話の続きですけれども私が言っているのは、言われた通りダンプカーが非常に多いです。大型ダンプカーが非常にハイスピードでこの五差路を通過していきます。五差路の宮本清水線は信号が無いから直進して都内に行くための近道としてよく使っているようです。大型ダンプカーに対しての交通の規制が何もないんです。事故が起きる前にスピードを落とすような看板、それを見たことはありませんけど付けるなり、あるいはなんとかして信号を付けるなり、点滅信号を付けるなり、なんとかして交通事故が起らないようにしてください。お願いします。

金子会長

標識については、規制標識は公安委員会しかできないことになっています。

富岡委員

そうじゃないです、区画整理が終わってからは公安委員会です、僕は確かめています。

金子会長

それは間違いないですよ、告示しないといけないので。

規制標識以外のことで区画整理でやれるのはいっぱいあると思いますので、いろいろ工夫してやっていただきたいと思います。規制標識については区画整理の方から、あるいは地元も含めまして警察の方に要望をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

事故を起こしてはいけませんので、対応はですね、ご心配されていることを皆でどうしたらいいのか、事務局が中心となってやっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

ほかに何かございますか。よろしいですか。

無いようでしたら、以上本日の会議を終了させていただきます。

皆さん、たいへんご協力ありがとうございました。

次は事務局の方から次回の日程等について説明をお願いします。

事務局（榎本）

事務局よりご説明いたします。

まず、審議会委員の選挙についてということですがけれども、区画整理審議会の委員につきましても、区画整理法第58条の規定によりまして5年を超えない範囲で施行規程で定めることとしております。和光市の駅北口土地区画整理施行規定第11条におきましては5年と定めております。

本審議会の委員の皆様につきましては、平成26年10月26日に着任のため、任期満了は令和元年10月25日までとなります。

土地所有者及び借地権を有する者から選出する委員8名につきましては、各別に選挙する規定となっております。

選挙日程につきましては、現時点の目安となりますが7月頃に委員選挙の期日の公告を行い、選挙人名簿の縦覧、委員定数の公告を経て9月下旬頃から立候補者の受付

を行います。

立候補者が定数を超えた場合には10月中旬頃に選挙を行い、当選人が決定することになります。

また、2名の学識経験委員につきましては、市長が選任することとなっております。審議会委員の選挙につきましては、法令等で定められた手続きに基づき進めていくことになっておりますので、選挙に関する説明のための審議会を開催しない予定でおります。

ただ、区画整理だより等で権利者の皆様に選挙についての情報を周知し、進めてまいりたいと考えております。

今後の審議会の日程につきましては、審議会委員選挙終了後の10月下旬に審議会委員の当選証書及び選任証書付与式と併せまして、新しい委員の方々での審議会を予定しております。

なお、本日の議題(1)評議員の経歴に関する議案第4号資料は、職員の住所等を含む個人情報となりますので回収をさせていただきます。

ご了承の程をよろしく願いいたします。

金子会長

審議会の選挙についての説明がありましたが、それについて質問があればどうぞ。

永戸委員

地権者の8名のうち借地権は何人なのか。

金子会長

借地人代表の方は入るかどうか、事務局お答えください。

事務局(榎本)

まず、所有権者から選ばれる委員の方と、借地権から選出される委員の方というのは従来と全く同じです。借地権の方は1名です。

永戸委員

選挙は地権者の選挙と借地権も選挙があるの。

事務局(榎本)

はい、そうなります。

永戸委員

それは今年の10月になる訳。

事務局(榎本)

そうです。

金子会長

任期は5年です。

それでは、本日は大変ありがとうございました。これもちまして審議会を終わらせていただきます。大変ご苦労様でした。